

愛知労働局発表
平成26年7月18日

担当	愛知労働局労働基準部労災補償課 労災補償課長 田中勝之 労災管理調整官 蜂須賀友由 電話 052-972-0261
----	--

平成25年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」について

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、平成25年度の当局管内における「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

厚生労働省は平成26年6月27日、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数（前年度以前受付繰越分を含む。）などを公表しています。

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- ① 請求件数は36件で前年比1件の増。（全国的には2年連続減少）
- ② 支給決定件数は12件（前年比4件の減）で、3年ぶりに減少した。
- ③ 業種別での支給決定件数は、「運輸・郵便業」及び「宿泊業・飲食サービス業」が各2件、次いで「製造業」、「卸売・小売業」及び「医療・福祉」が各1件となっている。
- ④ 支給決定をした事案の12件は、全て恒常的な長時間労働が認められる。

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

- ① 請求件数は57件で、前年比10件減となり、過去5年間で最少。（全国的には増加）
- ② 支給決定件数は10件（前年比9件の減）で、3年ぶりに減少した。
- ③ 業種別での支給決定件数は、「製造業」の3件が最も多く、次いで「卸売・小売業」2件となっている。
- ④ 出来事別の支給決定件数は、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」及び「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」が各2件あり、「特別な出来事」を認定し支給決定した事案も2件あった。